

委員長及び委員は、その職務につき報酬を受けない。

館長は、委員会に出席できるが、表決に加わることができない。

第十三條 連絡調整委員会は、両議院の図書館運営委員会に対し、國會並びに行政及び司法の各部門に対する國立國会図書館の奉仕の改善につき勧告する。

第五章 図書館の部局

第十四條 館長は、管理事務を効率化するに必要とする部局及びその他単位を図書館に設ける。

第六章 調査及び立法考査局

第十五條 館長は、國立國会図書館内に調査及び立法考査局と名附ける一局を置く。この局の職務は、左の通りである。

一 要求に應じ、両議院の委員会に提出中の法案又は内閣から國会に送付せられた案件を、分析

又は評價して、両議院の委員会に進言し補佐するとともに、妥當な決定のための根拠を提供して援助すること。

二 要求に應じ、又は要求を予測して自発的に、立法資料又はその関連資料の蒐集、分類、分析、翻訳、索引、摘要、編集、報告及びその他の準備をし、その資料の選抜又は提出には党派的、官僚的偏見に捉われることなく、

両議院、委員会及び議員に役立つ得る資料を提供すること。

三 立法の準備に際し、両議院、委員会及び議員を補佐して、議案起草の奉仕を提供すること。

但し、この補佐は委員会又は議員の要求ある場合に限つて提供され、調査及び立法考査局職員又は督促をしてはならない。

四 両議院、委員会及び議員の必

要が妨げられない範囲において行政及び司法の各部門に公衆に蒐集資料と提供して利用されること。

五 両議院、委員会及び議員の必

要が妨げられない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料と提供して利用されること。

六 行政及び司法の各部門の図書

館で使用に供するため目録法、

七 図書館相互間の貸出及び資料の

交換、総合目録及び総合一覽表

八 行政及び司法の各部門の図書

の作成等を含む図書館運営の方

九 行政及び司法の各部門の図書

法及び制度を定めることができ

十 行政及び司法の各部門の図書

の作成等を含む図書館運営の方

十一 行政及び司法の各部門の図書

法及び制度を定めることができ

十二 行政及び司法の各部門の図書

の作成等を含む図書館運営の方

十三 行政及び司法の各部門の図書

法及び制度を定めことができ

十四 行政及び司法の各部門の図書

の作成等を含む図書館運営の方

十五 行政及び司法の各部門の図書

法及び制度を定めことができ

十六 行政及び司法の各部門の図書

の作成等を含む図書館運営の方

ない。当該各図書館長は、その職員を國会職員法又は國家公務員法若しくは裁判所法の規定により、任免することができる。当該各図書館長は、國立國会図書館長の定める規程に従い、図書及びその他の図書館資料を購入その他の方法による受入方を当該各部門の長官若しくは館長に勧告し、又は直接に購入若しくは受入をすることができる。

十七 行政及び司法の各部門の図書

は一箇年以内に支部図書館を設置するものとする。

十八 行政及び司法の各部門の図書

に図書館を有しない各廳において

十九 行政及び司法の各部門の図書

は、本章の規定による國立國会図書館の支部図書館となる。なお現

二十 行政及び司法の各部門の図書

各部門に現存するすべての図書館

二十一 行政及び司法の各部門の図書

は、本章の規定による國立國会図書館の支部図書館となる。なお現

二十二 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

二十三 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

二十四 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

二十五 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

二十六 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

二十七 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

二十八 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

二十九 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

三十 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

三十一 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

三十二 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

三十三 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

三十四 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

三十五 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

互に貸出で、又は複数若しくは陳列によつて、一般公衆の使用並びに研究の用に供する。且つ、時宜に應じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

三十六 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

三十七 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

三十八 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

三十九 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

四十 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

四十一 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

四十二 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

四十三 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

四十四 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

四十五 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

四十六 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

四十七 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

四十八 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

四十九 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

五十 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

五十一 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

五十二 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

五十三 行政及び司法の各部門の図書

は、昭和二十四年四月一日までに、

他の図書館資料を購入、納本、寄贈、遺贈若しくは交換によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて受入することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が國立國会書館においての使用には充用できると認める図書及びその他の図書館資料を國会図書館に移管することができる。館長は、國立國会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換用に利用し、若しくは処分することができる。

第二十四條 國の出版物の納入
國の諸機關のため、図書、小冊子、定期刊行物、地図、映画その他のものを、印刷又は複写により、五百部以上発行する場合には、(機密扱いのもの及び書式用紙を除く)公用のため並びに外國政府出版物との國際的交換の用又はその他の國際的交換の用に供するため、直ちに國立國会図書館に五十部未満の部数を國立國会図書館に納入させるものとする。

第十一章 その他の出版物の

図書館においての使用には充用できると認める図書及びその他の図書館資料を國会図書館に移管する。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が國立國会書館においての使用には充用できると認める図書及びその他の図書館資料を國会図書館に移管することができる。館長は、國立國会書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換用に利用し、若しくは処分することができる。

第二十章 國の出版物の納入
國の諸機關のため、図書、小冊子、定期刊行物、地図、映画その他のものを、印刷又は複写により、五百部以上発行する場合には、(機密扱いのもの及び書式用紙を除く)公用のため並びに外國政府出版物との國際的交換の用又はその他の國際的交換の用に供するため、直ちに國立國会図書館に五十部未満の部数を國立國会図書館に納入させるものとする。

第二十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。
國書館法は、これを廢止する。
昭和二十二年法律第八十四号國會

第三十條 この法律施行の日に、兩

第二十五條 前條の規定による以外の出版物については、その発行者である一部を國立國会図書館に納本させて、その代價として定期に作成する全日本出版物の目録で、当該出版物を登載した分を館長は、遲滞なく納本者に送付する。

第十二章 金銭の受入及び支出並びに予算

第二十六條 館長は、國立國会図書館に關し、その奉仕又は蒐集資料に關連し、直ちに支拂に供し得る金銭の寄贈を受けることができ、この場合には両議院の図書館運営委員会の承認を得なければならぬ。この場合にあらゆる経費は、館長に關する。この場合には両議院の図書館運営委員会の承認を得なければならぬ。

第二十七條 國立國会図書館に充當されているあらゆる経費は、館長の監督の下に、その任命した支出官によつて支出される。

第二十八條 國立國会図書館の予算是、館長がこれを調製し、両議院の図書館運営委員会に提出する。委員長には國立國会図書館の館長を充て、委員には各議院の図書館運営委員長、建設院総裁及び両議院の議長が任命する建築事務家一人を充てる。委員長及び委員(建築事務家を除く)は、これがため特別の報酬を受けない。但し、その必要な支出については、委員会に充當されている経費からこれを受け弁する。

附則

第二十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。
國書館法は、これを廢止する。
昭和二十二年法律第八十四号國會

議院の図書館は各々分離した圖書館としての存在を終止し、その蒐集資料は、國立國会図書館に移管される。

第三十一條 國立國会図書館の各種

の地位への任命に完全な有資格者が得られない場合には、館長は、二年を越えない期間内で、臨時にその職員を任命することができる。その期間終了の際、その地位に優れた有資格者が得られるならば、その臨時の任命は更新せられないものとする。

第二十六條 館長は、國立國会図書館に關し、その奉仕又は蒐集資料に關連し、直ちに支拂に供し得る金銭の寄贈を受けることができ、この場合には両議院の図書館運営委員会の承認を得なければならぬ。この場合には両議院の図書館運営委員会の承認を得なければならぬ。

第一條 この法律により、國立國会図書館建築委員会を設け、委員長及び四人の委員でこれを組織する。委員長には國立國会図書館の

建築事務官を充て、委員には各議院の國

議院の議長が任命する建築事務家一人を充てる。委員長及び委員(建築事務家を除く)は、これがた

め特別の報酬を受けない。但し、その必要な支出については、委員会に充當されている経費からこれを受け弁する。

○中村嘉壽君(登壇)
〔中村嘉壽君登壇〕
この法律は、國立國会図書館法施行の日から、これを施行する。

第二條 委員会の職務は、國立國会図書館建築につき最初の明細書を準備し、敷地を選定し、建築家を選びこれに建築設計の準備及び費用の見積をさせ、且つ、建物の建築につき予算上の勧告をも含め

て、両議院の議長を經由して國会に勧告することである。委員会は、少くとも半年以内毎に、両議院の議長に経過を報告するものとする。

第三條 委員会は、國立國会図書館の建築が完了したときは、最終の報告をする。

第四條 事務職員費、用品費、旅費その他の費用等必要な経費については、國会の議決により、その必要と認められた金額を委員会の費用として充当されるものとする。

附則

この法律は、國立國会図書館法施行の日から、これを施行する。
〔中村嘉壽君登壇〕
○中村嘉壽君(登壇)
たしまして、過去久しい間にわたくつて審議いたしましたこの法案の経過並びに結果について御報告申し上げます。
お手もとに法案は差上げてございまが、まず、そのうちに少し訂正を要するところがありますから、これをひとつ訂正しておきます。すなわち、第十七條第一号中「國家公務員法の適用のない者につき」とあるのを削りまして、但書を次のように改めます。「但し、國家公務員法の適用を受ける者については、同法の規定に従い、且つ、当該部門の長官の同意を得なければなら

ない。」これだけ改めることにいたしました。

本法案は、わが日本におきましてねらいとするところは、知識の泉であること、立法のブレーンであること、整理の元締、すなわち能率の増進をかけること、かようなところがねらいな

ことあります。昨年四月二十八日に公布されました國会図書館法によりまして、とりづばな國書館をつくろうという計画だつたのであります。この國書館はきわめて有効なものにし、そうして少し違つたものにせなければならぬといふわれくの考え方からいたしまして、先進國、すなわち歐米各國におけるかということをよく検討してみます

と、わが國の一般が考えておるような國書館とは、すこぶる趣を異にしておるのであります。從來、われづくの觀念におきまして國書館と申しますと、書物が集まつておる、これを読みに行くということがわれくの通念でありますけれども、歐米各國におきましても、実は國会図書館といふものは、先ほど申し上げましたような知識の泉であり、立法のブレーンであり、ものを整理するところの元締であるの

であります。
かよしなものが、わが國におきましては最も必要であるところから、私ども、過去第一回國会から今國会にわた

りまして、九回の委員会と二十二回の懇談会を開き、また十一回の參議院図書館運営委員会との合同会を開いたのであります。法規委員会並びにこの議会の運営委員会ともしばゞ懇談をいたしまして、この法案を産み出すことに相なつたのであります。かような計画をすることにつきましては、先進國を範にとるというようなことから、わが衆議院におきまして、まずこれに経験の深いところのアメリカから専門家のミッションをお願いをして、これに指導していただきたいということを提議いたしましたところが、さいわいに参議院の方々もこれに賛成をしてくださいまして、ただちに両議院の議長並びに両院の委員長が連署して、マツカーサー元帥にこの使節の派遣方を懇請いたしましたところが、元帥はこれを受諾してくださいまつて、ただちに本國にその人選方を求められた結果、ようやく、アメリカにおける最も図書館について堪能な方々、すなわちアメリカ國会図書館の次長であるところのヴァーナー・クラップという人と、それからアメリカにおきましては図書館界のディーンともいわれるような、非常な堪能なチャールス・ブラウンといふ人を選定されまして、この御両名が、去る十二月十七日にわが國に來られました。両氏は、その即日からこれが計画に参画をしてくだされ、われわれは、ほとんど日暮をいたしまして、い

いろいろ相談をいたしました結果、かなり法律案を遂にでつち上げることになった次第でござります。この間しまして、司令部のチャスチン・リアムス博士が特に盡力をされ、I・Eのホルソン並びにバーネットの人々の斡旋よろしきを得ました。今日の結果を得ましたことを、非感謝いたしますと同時に、皆様方これを記憶していただきたいと思うあります。(拍手)

この法案の一々につきまして説明することは省略いたしまして個のおもなる筋をお話してみますれば、この國会図書館の館長といふにつきまして、特にわれくは力をしておる次第であります。アメリカおきましては、図書館の館長は、よりましては大統領になるよりもとする人があるのです。また学の総長になるよりも、もちろん方が適任であるならば、さようなをやめて、これになるというようとの事であります。現にバラウのごときは、自分にある大学の側を求められたけれども、これを立てライブラリアンであるんだと、よなことを言つております。館

地位は、特に政治と離れた、嚴正人格のりっぱな人であつて、政事な人を選ばなければならぬという

が、非常な力を入れられておるところ
であります。しかして、この館長は両
院議長の任命によるのであります
が、年限は、その人が職務上の何かの
失策のない限りは、これを罷免せない
というような、特別の取扱いが行われ
ておりますのであります。副館長は次官の
待遇をするということであり、副館長
の任命は館長によつてなされますが、
これまた議会の承認を得るということ
に相なつております。その他部局長と
いうようなものも非常によく待遇をし
て、これらの部局にある人々は、きわ
めてよく訓練をされた人でなければな
らぬということであります。わが日本
におきましては、今ただちにりっぱな
人々を、すなわち訓練をされた人々を
採用するということはできないから、
一時的にこの二箇年の間はやむを得な
いとして、その間に適任者があつたな
らば、そういう人々は更迭して、さら
に一時的の任命をせないといふような
ことに相なつております。

が一人、総理大臣が任命をすること
ろの關係が一人、これだけ加わつて、
この人々が館長と相談をしまして、い
るいろ図書館の運営について、そのサー
ビスについて注意を與えるというう
うな役目を果すことに相なつておるの
であります。

図書館の最も主なところは、リファ
レンス・ライブラリーの機能を發揮す
るにあります。リファレンスといふ言
葉は、相談をすることがあり、あるい
はまた何か材料を提供してもらうとい
うことがあり、いろいろ複雑な意味を
もつておる、日本語に翻訳のできな
い言葉であります。それはすなはち、
アレンスというのが、国会図書館の
一番の眼目であります。それはすなは
ち、國会図書館のうちに、世界各國
の、單に法律だけのことではない、科
学のこと、社会のこと、工業のこと、
あらゆる材料をここに集めておつて、
それを研究をし、これを材料といたし
まして、文化の促進をはかり、産業の
高揚をはかるというような仕組なので
あります。この國会図書館に期待する
ところが非常に多いであります。

皆さん方も、おそらく私と意見を一
にしてくださることだらうと思つてお
りますが、わが國の役所に参りまして
もあるいは事業所に行きましても、事
務所に行きましても、物の整頓がよくつ
いていない。あるいは資料をただちに

出すといふようなことが容易にできないのであります。アメリカの國会図書館、あるいは私立の図書館に参りまして、何かの材料を得ようと思えば、五分か十分の間に、ただちにその材料が提供されるということに相なつておられます。殊にわれ／＼が非常に遺憾思いますことは、役所に行つて、きのう出した書類を探してもらおういたしましたが、これを探すのに半日かかつたとしても、これを探すのに半日かかつたから事務が進捗していくのであります。殊にわれ／＼が非常に遺憾思いますことは、役所に行つて、きのう出した書類を探してもらおういたしましたが、これを探すのに半日かかつたとしても、これを探すのに半日かかつたから事務が進捗していくといふふうなことがあるので、はなはだ遺憾と存する次第であります。各國の整理の整つたところに行きまると、さうなことがないであります。それのみならず、いろいろなことにおいて整理がついておりますから、従つて仕事の能率が上るのであります。たとえば家庭におきましても、台所のすみから、掃除をするところから、あらゆるもののが機械化されておりまして、いながらにして用事が済むようになつております。従つて能率が上つております。まことに私どもは、これをやらやましく思つておるのであります。

におきましては、予算のほとんど五割、六割というものが軍備のために使われておきました。すなはち破壊のために使われておきましたが、敗戦の今日以後は、その予算は使わないでもよいのであるし、憲法によつて戦争を廢せられたのであるから、この日本再建には、一に文化的の施設あるいは産業の高揚、社会の革新ということによつて、過去の失つたところ、停滞したところをば取返さなければならぬ状態に相なつたのであります。これを取返すこととは、一にかかるて、かような国会図書館みたよな設備に依存することができると思うのであります。この国会図書館が議会のそばにあるというだけでなしに、各省におきましても、国会図書館の支部をつくりまして、各省のいろいろな書類をそこにまとめて、先ほど私が申し上げましたように、能率の上るようになつしかも今までには、調査課類といふものは、多くは調査した人が独占するようなことになつてみたり、それがたゞざらしなつておつて、だれかが見に行きましても、その材料が無駄になつておる」とがある。私のアメリカ生活のうちに、しばく日本の役人たちが、たとえば橋を研究に来る。シカゴに有名な橋があつて、それを研究に來るのがある。東京の都からも來る、内務省からも來る、鐵道省からも來る、あるいは大阪府からも來るというようなことで、一

つこのへを何人も来て、彼らがうるさく思つて、もう後には日本人には見せないという時代があつたのであります。が、こういうように重複することなしに、もしりつばな調査書があつたならば、その調査に派遣した役所にこれを整えておつて、ガラス張りの中に入れ

本の言葉に直したのであります。日本
の言葉があるいはびつたり來ないかも
されませんけれども、その意味は、新
しい意味において、リフレンスはリ
フレンスという意味をもたせること
が必要であると私どもは考へてゐる次
第であります。

てはいけないということから、これを
國立國会圖書館に取入れまして、來年の
四月一日には國立國会圖書館の支部
ということになり、そうして後日は、な
るべく早い機会におきまして、何か混
乱の起らない範囲におきまして、これ
を都営に移管し、國会圖書館は一本にす

ということは、必ずしも官僚が跋扈するのでなしに、立法をしなければならぬ議員の人々が、彼らの知識に及ばなかつたからといふことであり、また議員がさような知識をもち得なかつたといふことは、設備が足らなかつた、さようなふうに企てなかつたということにあるのであります。（拍手）しかるに、議会もそれに目ざめまして、今は補助員といふようなもの置くよりになつて、この補助員が立法の材料を集め見る役もむろんいたしましようし、それからまた常任委員会の方には専門委員がありまして、材料を集めておるのであります。これを完璧にするためには、國会図書館が非常に役立つのであります。

て、各省のいろいろな書類をそこにまとめて、先ほど私が申し上げましたように、能率の上のよるよう——しかも今日までは、調査書類というものは、多くは調査した人が独占するようなことになつてみたり、それがたなざらしになつておつて、だれかが見に行きましたが、その材料が無駄になつておることもある。私のアメリカ生活のうちに、しばく日本の人たちが、たとえば橋を研究に来る。シカゴに有名な橋があつて、それを研究に來るのがある。東京の都からも来る、内務省からも来る、鐵道省からも来る、あるいは大阪府からも來るといふようなことで、一

了承願いたいのであります。それから、この審議の間におきましていろいろ論ぜられたことの中に、先ほど申し上げました言葉の問題、たとえばリファレンスとか、リストとか、カタログとか、あるいはそうしたようないろいろ～西洋式の名前があるものでありますから、これにいろ／＼な議論があつたのであります。われく／＼は長い間研究しまして、どうしてもひつたりした言葉がないのであるから、原語のまま残したらという議論もありましたがれども、法律の文面におきましては、あまりおもしろくないというふうなことで、そういうような文面は、日

が、これと同じような規模のものであります。ただちにこれを一時につくるということは、とうていできないことであるのであります。その点、皆さん方が御心配なさるかと思つておりますが、それは日本の財政の状態とにらみ合わせまして、およそ二十五年の間にかようなものが完成すればいいじゃないかといふような見地から、かような案が立てられてるのであります。

本における役所で五人使つている仕事が行われてきましたならば、今わが日が遅く一人で済むのではないかと思われる所以であります。そうしたこととに眼目をおくのであります。

いま一つ非常に問題になりましたことは、立法リファレンス局というので、法律をつくるについて、いろいろな材料をここが集めてくれる。從来われわれ議員が非難を受けますのは、立法能力がないとか、知識がないとかいふようなことであり、また官僚が跋扈する跋扈するということが多く唱えられておりましたが、よく考えてみますと、官僚が跋扈する

りますが、おそらくこの國会図書館と
いうものが、今までの考えのように靜
的でなく、動的であり、すなわち、光
の根源であると同時に動力の蓄積所で
あつて、これが日本の再建に最も貢献
するところが多かるうといひ希望を
もつておるのであります。從來われ
われが軍備のために使つておつた金の
一割でもよろしい。この方面に使つて
いきましたならば、わが日本の再建は
決して不可能のことではないと思ひう
であります。願わくは皆さん、これを
用いることによつてわが日本の再建が
できるかということを試みていただき
たいのであります。

も、もしかれ／＼がかような意味に用いるといったしましたならば、十分に用いることができるのです。たとえば石炭钢管という問題につきましても、個々の今の図書館に行つて専門調査員に材料をおもらいになりますれば、これが増産になるか減産になるかということは、ただちにわかる。また政黨法をどうするかという問題について、世界の各國のどこに政黨法があるか、その利害がどこにあるかということを、今現存しておる図書館に行つて専門委員から調べておもらいになりますれば、ただちにこれがわかることに相なつておるのでありますから、これをどうか十分に利用していただきたい。今のうちでも利用していただきたい。これから自分で経験を得られましたならば、今後できるところの図書館に対して、十分な御利用が願いたいと思うのであります。この利用がよく行きましたならば、おそらく皆さん方は、五十年かかるよりも二十年、二三十年よりも十年の間に、莫大な金を注ぎこんでも、この国会図書館といふものをものにしなければならぬというお考えになることを、私は少しも疑わないであります。(拍手)

ておつた靜嘉堂文庫といふものは、二十万冊の世界に類例のない漢書をもつております。この図書館は、もし現時の相場にいたしましてならば、何十億の金を出して買えないものであります。いま一方に、同じく岩崎家の関係であつたところの東洋文庫といふものがあります。これはロンドン・タイムズのモリソン氏がこしらえたモリソン文庫というものを根拠といたしまして、一つの財團法人ができて、今東洋文庫というりっぱなものになつておりますが、これが八十万冊の藏書をもつております。これも、數十億をもつても躊躇うことができないのであります。さいわいに幣原豊重郎先生の御盡力によりまして、この二つの図書館は、わが國会図書館に移管されるという了解を得まして、今その手続中であります。これらの図書は、中華民國において、あるいはまたイギリスにおいて、オーストラリアにおきまして、何とかして手に入れたいといふような希望をもつておるのであります。が、ほんとうに二つとほかないようなものであります。かようなものが手にはいつたといふことにつきましては、われく非常に喜ばしく考えるのであります。が、これをこのついでに御報告し、かつ感謝しておく次第であります。(拍手)

に手傳ひたまに、はるへ、アメリカが
ら来てくださつたクラップ氏とブラン
ウン氏、並びにこれに盡力してくださ
つたウイリアムス、ネルソンあるいは
パートネット氏に対して深き感謝の意を表
すると同時に、私どもこの國会図書
館の委員会は、昨年の暮から一日も休
むことなく、 그리스マスといえども、
日曜日といえども、あるいはまた元日
といえども、これに努力をいたしてき
たのであります。が、われくは別にい
たしまして、特にこの事務當局が非常
な努力をされたことに對しまして、感
謝しておかないと次第であります。(拍手)
かような経過でござりますから、日
本に光をもち來さしめ、日本の再建を
するについて最も有力な法案だという
ことをお考えになりまして、何とぞ御
審議を願いたいのであります。

第三、復興金融金庫法の一部を改
正する法律案(内閣提出)
○議長(松岡駒吉君) 日程第三、復興
金融金庫法の一部を改正する法律案を
議題といたします。委員長の報告を求
めます。財政及び金融委員長早稻田柳
右エ門君。

う貸出は、日本經濟再建のために必要な資金であつて、他の金融機關から融資することを困難とする資金の供給に限られているのであります。石炭、鉄鋼、肥料、電氣等、今日その再建を喫緊とする基礎産業に対し、重点的に融資されてまいつたのであります。が、こ

復興金融金庫法の一部を改正する法律案

復興金融金庫法の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條第一項中「五百五十億圓」を「七百億圓」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

復興金融金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により第二十号の末尾に掲

れらとともに、中小工業の育成扶助についても、常に積極的な努力を拂つておられるのであります。昨年末の融資実績によりましても、いわゆる中小工業と目すべき三百万円未満の貸出件数は、二千三百二十件、十七億余円に達し、公團及び石炭関係を除く一般産業融資に對しては、件数において六・六%、金額において一〇%を占める現状であります。一方、所要資金の調達、特に復興金融財源の關係については、市中消化にその全力をあげており、昨年十二月より好轉の傾向をみせておる次第であります。

〔同上〕
復興金融金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により第二十号の末尾に掲載〕

市中消化にその全力をあげており、昨年十二月より好轉の傾向をみせておる次第であります。

〔早稻田柳右エ門君登壇
○早稻田柳右エ門君 ただし

度末までに必要とする最小限度の資金を見込み、資本金の増額を実行いたさ

なりました復興金融金庫法の一部を改正する法律案について、財政及び金融

んとするものであります。すなわち昨
三月二十三日、兎三の子が、

委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

年末において 現在の資本金五百五十億円は、おおむね当初の予算の通り九

復興金融金庫は、当初百億円の資本
金をもつて発足し、昨年四月二十二日

十億円程度の余裕を残すのみとなりましたので、本年度末までの貸出増加額

金をうけて発足し、昭和四月これを二百五十億円に、さらに九月に至り、これと五百五十億円に増額して今二千五

を見込み、慎重検討の上、この際百五

を五百五十億円に増額して今日に至っているのであります。もとより金庫の行

十億円を増加して、七百億円に資本金を増加することを適当と考えたのである

ります。

なお、この増資所要額の見込みをたてた際には、新たに設立を見た食糧公團ほか四公團の所要資金は、一應市中金融機関によつて調達することとして除外いたしております。なお、今回の増資に伴う政府出資の拂込みについては、最近の債券消化状況及び今後の消化向上の見透しも考慮して、この際増資分につき新たに政府拂込みをとらなすこととしております。

本案は、去る一月二十七日本委員会に付託せられ、翌二十八日政府の説明を聽き、さらに二十九日より三回にわたりて慎重審議を重ねましたが、特に社会党の川島、田中、川合、佐藤の諸委員、自由党的塚田、青木両委員、民主党の梅林、中曾根、細川、大上、栗田の各委員諸君、國民協同黨の内藤委員及び第一議員俱樂部の石原委員等により、復金の融資状況について終始熱心なる質疑があり、政府よりは、融資分野の適正なる配分と國民貯蓄の増強等の観点から、もつて復興金融金庫依存の傾向を極力抑止するとともに、必要資金の貸出も最小限度に止め、他方復金債券化のためには、さるに万全の処置を講じたい旨の答弁があつたのであります。復興金融金庫融資の問題について、その業務内容を調査することに決

忌憚なき意見の交換等もいたしましたが、かくして論議はほとんど盡され、続いて討論に入り、社会党を代表して島田晋作委員より、國政調査に並行して復金の機構及び運営大法等については嚴正な検討を加える必要があるのでは、小委員会を設けよという強い希望があり、これに対して民主党梅林・林時雄君、自由党淺利三朗君からそれへ、本案には賛成する、まただいまの島田君の希望に対しては同調したい旨の御説があり、さらに國民協同党的内藤委員よりは、農業復興に要する資金、特に長期固定資金は一般金融機関よりも融資がきわめて困難である現状に鑑み、政府は速やかにこれの打開方策を立てて、これを國会に提案すべきであるとの、これも強い希望意見があつたのでござります。かくして採決の結果、全会一致をもつて可決いたしたのであります。

以上、簡単ではありますが、委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○謹長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これより前会に
引続き自由討議を行います。
佐々木秀世君、発言者の指名を願い
ます。

○佐々木秀世君 同志クラブは、庄忠
人君を指名いたします。

〔庄忠人君登壇〕

○庄忠人君 私は、同志クラブを代表
いたしまして、行政機構、人員に関する問題に触れて、簡単に討議を行わん
とするものであります。その前に、
政治の全般に対する一言述べたいので
あります。

今日の政治において、國民生活の安定
ということが最も重要であるということ
ことは、論をまたないのであります。
実情を見ますと、一部の官辺ややみ商
賣の関係者には、この經濟混亂期に乘
じて、不当な利得によりぜいたくな生
活をしておる者があるかもしません
が、大部分の國民大衆の生活は不安困
窮の極に達しております。不平不満
が天下に充満しておるのであります。
實に今日の世相世態は不愉快と不安に
満ちておる状態であるということは、
申すまでもないことがあります。こ
れ、ひとえに政治の貧困によるこ
とであります。このままの状態が進んで
まいりますと、前途には生活恐怖と民
族の滅亡が迫るのみであります。ま
さに今日の政治のやり方は、あらゆる

面から見て、総合點は落第であると断じて差支えないのであります。(拍手)政府は責任上、速やかに退陣せらるべきであると考へるものであります。(拍手)片山首相は、この点十分御認識の上、用意をせられておることとは思いますが、なるべくお急ぎになつたがよろしい、こういうことを、國民の名においてここに要請しておく次第であります。

さて、政府施策のよろしからざるために、インフレはます／＼高進しつつあるのであります。このインフレの重大なる要素であるところの厖大なる官廳事務に対し、一大整理を断行しなければならないということは、國民の輿論であつて、最も要望せられておる事柄であります。われくは、先般齋藤國務大臣が本議場でなされたところの行政整理に関する御答弁によるのみでは、決して納得し満足することができないのであります。この問題は、なかなか大きな問題でありますから、事例をあげればたくさんあるのであります。が、煩を避けることといたしまして、私はここに、官吏の数を減らさなければならぬといふことが現在的一般常識であるということだけについて考えてみることといたします。しからば、これに逆行して、かえつて増員するといふようなことがあつたといったとしても、まことに遺憾千万と申されなければなりませんから、私はこの点

に對しまして、念のために一言いたし
たいと思うのであります。
御承知の通り、臨時石炭鉱業管理法
が來る四月一日より實施せられること
になりました。私の郷里宇都宮にも、
石炭局ができることになつてゐるので
あります。去る休会中帰郷の際に聞く
ところによりますと、同石炭局には、
約三百人の局員が來られるということ
であります。ところが、これまで同
地方においては、鉱業会の事務員約五
十人によつて、山口縣下五十余りの炭
鉱の総合事務を運営しているのであり
ますから、この三百人という員数は、
實に多過ぎるという感じがするの
であります。もつとも同石炭局は、
大阪以西の数縣を管轄するのでありま
すから、相當の人数を要することは當
然であります。けれども、常識をも
つてするならば、よほど甘く見たとさ
るで、せいゝ鉱業会の倍数の百人な
いしは百五十人程度の人員で、十分機
能の發揮ができると考えるのであります
して、この点、はなはだ了解に苦しむと
ころであります。このことは、官僚的政
政の通弊を如実に現わしているもので
あると痛感いたしますがゆえに、大臣
並びに當局の猛省を促しておきたいの
であります。

局員の半数以上を民間から起用することになるはずであります。しかし、千八百円ないし二千七百円ベースでは、われくの地方で優秀な民間人を起用することは、とうてい望み得ないということを申し上げておきます。何とならば、現在鉱業会事務員の給與が四百円ベースであります。大体似通つた仕事である関係上、優秀な技術をもつておつて、現在の官吏のごとき低額な給與で甘んじてその官吏にならうというような篤志家は、ますますまいと考えなければならぬのであります。また、炭鉱における給與は相当高額であります。重労働でないところの老人や女といたしましても二千円や三千円になるのでありますから、石炭局が、それ以下の低額で優秀な人物を採用するということは、とてもできぬ相談であるといふことが明白であります。従つて、いたずらに人員を多くするということは、非能率な形式主義に流れる、旧態依然たる官僚主義の弊を繰返すばかりで、民主的運営は期し得られないのです。石炭の増産を助長するどころか、かえりて阻害する結果を招來するおそれがあります。

かるがゆえに、どうすればよいかと申しますと、思い切つて人員を減らすことともに、待遇をうんとよくすることによりまして、眞に國民の公僕としてはずかしからぬ、熱誠と能能のある

優秀な民間人を起用すべきであると思ふのであります。(拍手)現に石炭廳の仕事についても、若干官吏の中には、今の半分の人員で十分やつていいけると申しておる者もある状態であります。私は、それがほんとうであると信するものであります。私は、なお進んで全官吏の人員を三分の一に減じてやつておけるような機構をつくる必要があります。

歴史を顧みるとき、およそ亡國の原因として、官吏の腐敗と増加が取上げられるのであります。戦前フランスの官吏は、國民二十人に對して一人の割合であつたのであります。非常に弱い國となりましたが、わが國は、現在七人に対して一人となつております。この上各種の公團法が實施され、石炭の國家管理等によりまして、なお増加するといったしまするならば、國民四人ないし五人に対し官吏が一人おるというようなることになります。われわれ國民は、四、五人で一人の官吏を養うために苦しまなければならぬといふことになりますと、まさに亡

きな期待をすることができないのを、はなはだ殘念とするものであります。(拍手)しかし、私はこの際、政府がいたずらに官僚に引ずられて、機構や組織せられんことを強調いたしました。それは日本再建に對して逆轉そのものでありますから、この点を十分に記せられんことを強調いたしました。私は、それを終ります。(拍手)

○安平鹿一君 本日の自由討議はこの程度に止め、次会にこれを繼續することとし、本日はこれにて散会せられることを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のことく決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十七分散会

出席國務大臣

文部大臣 森戸 春男君

出席政府委員
内事局長官 林 敬三君
大藏政務次官 小坂善太郎君

政府は、かくのどき状況をいかにして打開するか、所信を問いたいと思うのですが、現弱体内閣に大